

御書出控 (徳山毛利家文庫「御書出控」76)

制度 ⑧

「徳山城」のはじまり (2)

《城主格認可に向けて》

徳山藩が城主格を幕府に認めてもらう動きが資料上確認できるのは文化14年(1817)です。この時の徳山藩は、①初代藩主毛利就隆は毛利輝元の子という出自により、徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍の厚遇を得ていた、②徳山移転に際しては、他に類を見ないような立派な屋敷の建設を許された、③徳山毛利家は、輝元以来の血脈を保っている、と自家のすばらしさを強調するものの、城主格でないことから、徳山藩より石高が少ない城持の大名の後塵を拝している現状に悔しい思いを抱いていました。そこで本家である萩藩毛利家に、幕府に対して城主格を願い出てよいか問い合わせるのです。

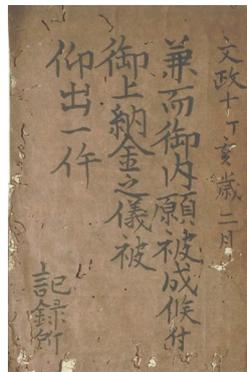
萩藩がそれを問題ないとしたことから、徳山藩では交流のあった幕府の若年寄京極高備(たかまさ)を窓口に、城主格の認可を求めました。この時の徳山藩は、先に述べた初代藩主就隆の厚遇に加え、彼

が藩主の折に幕府に対して城主格を願いながら幕府の指示で差し控えていたこと、また徳山の館の立地と防御施設は、城と変わらないと主張します。このように、「城」に厳しい目を向ける幕府に対して、徳山の館をほとんど「城」だと言ってしまっただけでよいのか、少し不安も覚えますが、「城」に適した立地と施設を持つ我が館を「城」と呼びたい気持ちが強く表出したと今は理解しておきたいと思います。

この文化期の働きかけは、資料的な制約からその後の動向はわかりません。次に徳山藩「城主格」問題が現れるのは文政8年(1825)のことです。

《文政の動き》

文政8年からは、本家である萩藩が前面に出て、徳山藩の城主格認可に動きまゝす。萩藩からは徳山藩から以前出ていた主張に加え、毛利広鎮が長く藩主の座にあって、幕府から課される関東の川普請事業や、江戸城諸門の警備などに従事し



兼而御内願被成候付、御上納金之儀被仰出一件 (徳山毛利家文庫「外礼方」91)

文政10年の献金に関する江戸での一件書類。7月と9月の2回で、合計4,500両を献金しています。献金を終えた徳山藩主毛利広鎮は、11代将軍徳川家斉から褒美を与えられています。

てきたことを列記し、幕府への功績をアピールします。それでも足りないと考えた徳山藩は文政10年、多額の献金まで行っています。ダメ押しとも言える献金も空しく、幕府からの回答は、「認められない」というものでした。一同が意気消沈する様は想像に難くないことでしょう。

萩藩にとっては分家の家格上昇は望むところですし、徳山藩もここで目的達成を諦めるわけにはいきません。今度は、徳山毛利家の藩主や家臣のみならず、領内の人々も、「城主格」を望んでいるとの主張を展開していきます。この望みが叶えば、徳山の人々は幕府の命に喜んで従うと共に、徳山藩による領内統治に必要なだと訴えるのでした。

こうした粘り強いアプローチに、幕府も一旦は「不可」と回答したものの、交渉の継続は認めています。そして、願いが叶う天保期を迎えます。

《天保期の動き》

文政期の交渉を経る中で、萩・徳山両藩は、幕府には徳山藩に「城主格」を与える代わりにその石高を増やし、幕府からの負担を相応に担わせたい思惑があるような

感触を得ていたようです。

そこで、徳山藩は開作などで1万石余りを捻出し、合計4万石余の負担を担うことを幕府にアピールし始めます。この時、萩藩と徳山藩の間では、これまでの徳山藩の石高3万石に1万10石を加増することで一致していました。わずか10石ですが、4万石を「超える」負担を担うとしたところがポイントになるわけです。

さらに、日本の沿岸に出没し幕府を悩ませている外国船への対応を引き合いに出します。それは周防国には防御の要となる城がなく、それに徳山の「館」を充てるというものでした。先述のとおり、徳山の「館」には城に類する立地と防御施設を持っているので、それに相応しいというものでした。

この頃、萩藩から幕府に願うべき事柄がいくつかありました。具体的には萩藩主父子の昇格、長府藩主の昇格などで、その一つに徳山藩の城主格もありました。ところが城主格以外は徐々に認められいく一方で、ひとつだけが取り残されている現状に、萩藩も焦りを覚えたことでしょう。様々手を尽くし、ようやく徳山藩の城主格が認められます。

覚

此度
御大役御繰合筋二付、
公儀江御内願之上、
御上納金之儀被 仰出之、
其金数御石高割之振を以御
仕向相成義之処、従来之
御公務方御手当物二而不被
行届、
御大役度之例も有之義二付、
於御領内身上相応之者江ハ御用銀
御借上被 仰付二而可有之、尤員数
之義者、追而之趣二より差付沙
汰も可被成候得共、是迄
御大役度之振ニ準可相成
もの調達方出精、其員数印
封を以申出可然候、寔無御扱
候間、
御国恩相考、其分銀不都合之
申出無之様可相心得候事、
右之通御支配之町方江御沙汰
可被成との御事、
丁亥三月十一日 御蔵本
町奉行所

前ページの翻刻。国元・徳山で藩政の中枢を担った御蔵本から町奉行所に対し、管下の町人へ伝達するよう出された指示です。同様の指示は村方にも出されています。後日、上納すべき金額も指示されています。